

山口県報

平成18年
3月28日
(火曜日)

目次

規則	1
山口県魚介類行商取締条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)	1
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	1
山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則(医務課)	2
通案内業法施行細則を廃止する規則(観光交流課)	2
告示	2
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	2
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	3
道路の区域の変更(道路整備課)	3
道路の供用の開始(道路整備課)	3
下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	4
周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	5
大和都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	7
都市公園の区域の変更(都市計画課)	7
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	7
道路の位置の指定(二件)(建築指導課)	8
公告	8
果樹農業振興計画の公表(生産流通課)	8
国営農地再編整備事業(豊北地区神田口換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	9
国営農地再編整備事業(豊北地区寺川換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	9
国営川西地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	9
国営上田中第一地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	9
国営上り熊地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	9
国営大浴地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	9
公共測量の実施(監理課)	9

一般競争入札の実施(都市計画課).....一
 公安委告示.....一
 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....一
 雑報.....一
 争議行為の通知.....一五



山口県魚介類行商取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十二号

山口県魚介類行商取締条例施行規則の一部を改正する規則

山口県魚介類行商取締条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の注3中「**市町**」を「**市町村**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十三号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則(昭和二十六年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「**市町村**」を「**市町**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十四号

山口県病院事業財務規則の一部を改正する規則

山口県病院事業財務規則（昭和四十三年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号まで及び第三条第三項中「山口県立病院静和荘」を「山口県立このの医療センター」に改める。

別記第二十一号様式（その一）の（第一五）中「山口県立総合医療センター（山口県立このの医療センター）」を

「山口県立総合医療センター」に改め、同様式（その一）の（第二五）中

「山口県立総合医療センター院長（山口県立このの医療センター院長）」を「山口県立総合医療センター院長（山口県立このの医療センター院長）」に改

め、同様式（その一）の（第三五）中「山口県立総合医療センター（山口県立このの医療センター）」を

「山口県立総合医療センター」に改める。

別記第二十一号様式（その二）の（第一五）中「山口県立総合医療センター（山口県立病院静和荘）」を

「山口県立総合医療センター」に改め、同様式（その二）の（第二五）中

「山口県立総合医療センター院長（山口県立このの医療センター院長）」を「山口県立総合医療センター院長（山口県立このの医療センター院長）」に改

め、同様式（その二）の（第三五）中「山口県立総合医療センター（山口県立病院静和荘）」を

「山口県立総合医療センター」に改める。

別記第二十一号様式（その三）中「山口県立総合医療センター院長（山口県立病院静和荘院長）」を

「山口県立総合医療センター院長（山口県立総合医療センター院長）」に改

め、同様式（その三）の（第一五）中「山口県立総合医療センター（山口県立このの医療センター）」を

別記第二十一号様式中「山口県立総合医療センター（山口県立病院静和荘）」を

「山口県立総合医療センター」に改める。

別記第二十三号様式中「山口県立総合医療センター院長（山口県立病院静和荘院長）」を

「山口県立総合医療センター院長」に改める。

別記第二十七号様式から別記第三十一号様式までの規定中

「山口県立総合医療センター」を「山口県立総合医療センター」に改める。

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附則

通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

山口県規則第五十五号

通訳案内業法施行細則を廃止する規則

通訳案内業法施行細則（昭和五十八年山口県規則第五十四号）は、廃止する。

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。



山口県告示第七十九号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 計画の変更の内容

- (一) 変更の要旨
山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域及び森林地域の一部を変更した。
 - (二) 変更に係る市町の区域
下関市、山口市、萩市及び岩国市の区域
 - (三) 変更の詳細
縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり
- 二 縦覧の場所
山口県地域振興部地域政策課及び関係市役所

山口県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。
平成十八年三月二十八日

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
長門市	上げ地区	ため池の整備	平成一八、三、一七
秋芳町	千人塚地区	かんがい排水	〃 〃 〃

山口県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十八年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日
山口県知事 二井 関 成

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
道路の種類 路 線 名 道路の区域	県道 光柳井線		

光市光井三丁目二〇五九の二地先から 同市光井四丁目一九八一の二地先まで	新	旧
	最狭 三〇〇・六	最狭 一五九・七
	三五六・〇	三五六・〇
	道路改良工 完了による。	

道路の種類 県道
路 線 名 徳山下松線
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市横浜町八の三地先から 同市同町四七八の三地先まで	最狭 二〇四・九	最狭 一七二・三				
	一四六・〇	一四六・〇				
	道路改良工 完了による。					

山口県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十八年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日
山口県知事 二井 関 成

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光柳井線	光市光井三丁目二〇五九の二地先から 同市光井四丁目一九八一の二地先まで	平成十八年三月二十九日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

徳山下松線
周南市横浜町八の三地先から
同市 同町四七八の三地先まで

平成十八年三月二十九日

山口県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

下関市田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大学町一丁目、大

学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三河町、宝町、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島竹子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、彦島田東町一丁目、彦島田東町二丁目、彦島田西町一丁目、彦島田西町二丁目、彦島田西町三丁目、彦島田西町四丁目、彦島田南町一丁目、彦島田南町二丁目、彦島田南町三丁目、彦島田北町、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、川中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、大字坂田、大字有富、大字石原、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清末五毛一丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、

王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司上町一丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根北町、秋根南町一丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮町六丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府龜の甲一丁目、長府龜の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、椋野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前二丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかばーと、卸新町、椋野町一丁目、椋野町二丁目、本町四丁目、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、椋野上町、大字椋野、大字楠乃、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根南町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、前勝谷町、一の宮東町一丁目、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場町、大字豊浦村、大字前田、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟子待東町、大字伊倉、大字宇部、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、彦島西山町五丁目、形山町、秋根上町一丁目、一の宮住吉一丁目、一の宮卸本町、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、長府黒門町、王司上町二丁目、王司川端二丁目、小月南町、王喜本町二

丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川南町三丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋東町二丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、大字綾羅木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川及び大字小月町

山口県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下松市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業下松市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

下松市東陽二丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、葉山一丁目、葉山二丁目、若宮町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、旗岡一丁目、旗岡二丁目、旗岡三丁目、旗岡四丁目、旗岡五丁目、琴平町一丁目、琴平町二丁目、青柳一丁目、青柳二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、古川町一丁目、古川町二丁目、古川町三丁目、古川町四丁目、北斗町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、東柳一丁目、東柳二丁目、西柳一丁目、西柳二丁目、中市、中央町、樋ノ上、生野屋一丁目、生野屋二丁目、生野屋三丁目、生野屋四丁目、生野屋五丁目、生野屋南一丁目、生野屋南二丁目、生野屋南三丁目、生野屋西一丁目、生野屋西二丁目、生野屋西三丁目、生野屋西四丁目、南花岡一丁目、南花岡二丁目、南花岡三丁目、南花岡四丁目、南花岡五丁目、南花岡六丁目、南花岡七丁目、美里町一丁目、美里町二丁目、美里町三丁目、美里町四丁目、清瀬町一丁目、清瀬町二丁目、清瀬町三丁目、望町一丁目、望町二丁目、望町三丁目、望町四丁目、望町五丁目、瑞穂町一丁目、瑞穂町二丁目、瑞穂町三丁目、瑞穂町四丁目、潮音町一丁目、潮音町二丁目、潮音町三丁目、潮音町四丁目、潮音町五丁目、潮音町六丁目、潮音町

七丁目、潮音町八丁目、桃山町、大字切山、大字山田、大字生野屋、大字河内、大字末武上、大字末武下、大字西豊井、大字東豊井、大字末武中、大字平田及び大字来巻

一 施行者の名称

光市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年二月二十八日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

光市島田一丁目、島田二丁目、島田三丁目、島田四丁目、島田五丁目、島田六丁目、島田七丁目、協和町、和田町、宮ノ下町、木園一丁目、浅江一丁目、浅江二丁目、浅江三丁目、浅江四丁目、浅江五丁目、浅江六丁目、浅江七丁目、虹ヶ浜一丁目、虹ヶ浜二丁目、虹ヶ浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、光井一丁目、光井二丁目、光井三丁目、光井四丁目、光井五丁目、光井六丁目、光井七丁目、光井八丁目、光井九丁目、上島田一丁目、上島田二丁目、上島田三丁目、上島田四丁目、上島田五丁目、上島田六丁目、上島田七丁目、中島田一丁目、中島田二丁目、中島田三丁目、岩狩一丁目、岩狩二丁目、岩狩三丁目、三井一丁目、三井二丁目、三井三丁目、三井四丁目、三井五丁目、三井六丁目、三井七丁目、三井八丁目、室積一丁目、室積二丁目、室積三丁目、室積四丁目、室積五丁目、室積六丁目、室積七丁目、室積八丁目、室積東ノ庄、室積神田、室積市延、室積西ノ庄、室積沖田、室積中央町、室積正木、室積松原、室積大町、室積新開一丁目、室積新開二丁目、千坊台一丁目、千坊台二丁目、千坊台三丁目、花園一丁目、花園二丁目、宝町、丸山町、中村町、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、虹ヶ丘七丁目、大字三井及び大字浅江

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業周南市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

周南市城ヶ丘一丁目、城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、平原町、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、孝田町、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、五月町、横浜町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、若草町、青山町、東山町、松保町、清水町、辻町、舞車町、慶万町、河東町、速玉町、江の宮町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、大内町、楠木一丁目、楠木二丁目、扇町、泉原町、上遠石町、鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、岐南町、花島町、那智町、住崎町、鐘楼町、千代田町、築港町、晴海町、岡田町、住吉町、原宿町、今住町、入船町、徳山港町、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、権現町、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、西千代田町、清水一丁目、清水二丁目、道源町、三笹町、川手一丁目、川手二丁目、椎木町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村南町、土井一丁目、土井二丁目、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、古川町、花園町、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、古市一丁目、古市二丁目、新堤町、坂根町、河内町、日地町、富田一丁目、富田二丁目、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、港町、丸山町、温田一丁目、温田二丁目、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、社地町、福川南町、皿山町、福川中市町、新地町、西桝町、新田一丁目、新田二丁目、上迫町、本陣町、御姫町、若山一丁目、若山二丁目、室尾一丁目、室尾二丁目、開成町、中巖町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、長田町、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、昭通通一丁目、昭通通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糺町一丁目、糺町二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、新町一丁目、新町二丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、有楽町、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今

宿町三丁目、今宿町四丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、野上町二丁目、野上町三丁目、都町一丁目、都町二丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、大字久米、大字徳山、大字栗屋、大字櫛ヶ浜、大字大島、大字上村、大字下上、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字富田及び大字福川

山口県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、大和都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
光市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十六年十二月十五日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
光市大字岩田、大字三輪及び大字束荷

山口県告示第百八十六号

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成十八年四月一日から施行する。

その関係図書は、平成十八年三月二十八日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市公園の名称

- 片添ヶ浜海浜公園
- 二 都市公園の位置
大島郡周防大島町
- 三 変更に係る区域
大島郡周防大島町大字平野字上花草の一部

山口県告示第百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第一工区）
- (一) 工事場所 宇部市大字小串字沖ノ山から同市大字藤曲字昭和開作までの間
- (二) 工事の概要

構	造	数	量
鋼製主塔			一基

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 2 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の鋼橋上部工事の数値が千二百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十七年山口県告示第二百十七号)三に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(三) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六一三一一三三四五)にすること。

山口県告示第百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、玖珂土木事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地

幅
(メートル)^員

延
(メートル)^長

道路の敷地となる土地の面積
(平方メートル)

岩国市玖珂町字久重山九一七の一

五・〇〇五・四

一一六・四

五八六・二三

岩国市玖珂町字榎四九六三の五、四九六四の二、四九六六の三及び四九六六の四並びに字同道四九七四の三、四九七五の二、四九七五の三、四九七六の三、四九七六の四及び四九七六の三の地

四・〇〇六・五

八八・五

五三〇・二八

山口県告示第百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地

幅
(メートル)^員

延
(メートル)^長

道路の敷地となる土地の面積
(平方メートル)

熊毛郡田布施町大字波野字氏ノ下二一五の一、二一五の二、二一五の三、二一五の四、二一五の五、二一五の六、二一五の七、二一五の八、二一五の九、二一五の一〇の二六地先

四・〇〇六・〇

六一・六

三三五・六六



(二七八) 果樹農業振興計画の公表

果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号。以下「法」という。)第二条の三第一項の規定により、平成二十七年を目標年度とする果樹農業振興計画を定めたので、その概要を次のとおり公表します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 果樹農業の振興に関する方針

法第二条第一項の果樹農業振興基本方針の内容に即して、産地自らが具体的な目標を定めて産地構造の改革を進めるとともに、消費者、生産者、流通加工関係者等と協働して産地・地消を核とした県産果実の需要拡大等に積極的に取り組む。

(一) 産地構造の改革

(二) 産地・地消を核とした県産果実の需要拡大

二 果樹の栽培面積及び果実の生産の目標

果樹の種類

平成二十七年
度
栽培面積目標(ヘクタール)

平成二十七年
度
生産目標(トン)

うんしゅうみかん	九九〇	一四、八五〇
いよかん	一一〇	一、三二〇
なつみかん	一一〇	一、三二〇
はっさく	三〇	二一〇
せとみ	二〇	二〇〇
南 津 海	二〇	二二〇
ゆ ず	三〇	一八〇
すだいだい	三〇	三〇〇
長門ユズキチ	二〇	一〇〇
く り	九二〇	六四〇
う め	三〇〇	五四〇
か き	二六〇	七五〇
な し	二四〇	三、八四〇
ぶ どう	一〇〇	五五〇
り ん ご	五〇	一、〇〇〇
も も	四〇	二六〇
キウイフルーツ	三〇	一六〇
び わ	四〇	七〇
いちじく	二〇	一六〇

三 近代的な果樹園経営の指標

果樹の種類

成園一〇アール当
たり
生産量(キログラム)

成園一〇アール当
たり
労働時間(時間)

うんしゅうみかん	三、〇〇〇	一八五
うんしゅうみかん(マルチ栽培)	三、〇〇〇	二四八
いよかん	三、〇〇〇	一三五

なつみかん

はっさく

中晩柑(せとみ)

中晩柑(南津海)

香酸かんきつ

く り

か き

なし(二十世紀)

なし(幸水)

なし(豊水)

ぶ とう

り ん ご

も も

キウイフルーツ

び わ

びわ(ハウス栽培)

いちじく

四 生産基盤整備に関する事項

農業協同組合の地区を基本に広域濃密生産団地を設定し、持続可能な果樹産地の整備を総合的に推進する。

五 果実の流通の合理化に関する事項

(一) 集出荷体制及び集出荷貯蔵施設の整備

(二) 流通販売活動の活性化

六 果実の加工の合理化に関する事項

(一) 契約取引の促進及び安定供給

(二) 原料の原産地表示

七 その他

(一) 食の安心及び安全の確保

(二) 多面的機能の発揮

(三) 技術及び品種の開発及び普及

(二七九) 国営農地再編整備事業(豊北地区神田口換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区神田口換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区神田口換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年三月二十九日から同年四月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

（二八〇）国営農地再編整備事業（豊北地区寺川換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区寺川換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区寺川換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年三月二十九日から同年四月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

（二八一）県営川西地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営川西地区経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営川西地区経営体育成基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年三月二十九日から同年四月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

（二八二）県営上田中第一地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営上田中第一地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営上田中第一地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年三月二十九日から同年四月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

（二八三）県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成十八年三月二十九日から同年四月十七日まで

三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(二八四) 県営大浴地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営大浴地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類
県営大浴地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成十八年三月二十九日から同年四月十七日まで

三 縦覧の場所
山口県農林部農村整備課

(二八五) 公共測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、防衛施設庁広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施す
るの通知がありました。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類
公共測量(施設測量)

二 作業の地域
下関市吉見里町二丁目

三 作業の期間
平成十八年三月二十日から同月三十一日まで

(二八六) 一般競争入札の実施
次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成
七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項
次に掲げる工事の請負

(一) 工事名
宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋(仮称)橋りょう整備工事(上
部工第一工区)

(二) 工事場所
宇部市大字小串字沖ノ山から同市大字藤曲字昭和開作までの間

(三) 工事の概要

構	造	数	量
鋼製主塔			一基

(四) 工期
この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約五十箇
月間

(五) その他
この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事であ
る。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所
宇部市港町一丁目五番七号 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所

(二) 日時
平成十八年三月二十八日から同年四月十一日までの午前九時から午後四時三十分
まで

三 入札参加資格
入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査

に関する告示(平成十八年山口県告示第百八十七号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第百六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成十八年三月二十八日から同年五月十八日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成七年四月一日から平成十八年三月二十八日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として道路の鋼橋上部工事で斜張橋、吊り橋又は主塔の製作から架設までを施工した実績を受けていないこと。

2 鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六條第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、平成七年四月一日から平成十八年三月二十八日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)の監理技術者又は建設業法第二十六條第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)として道路の鋼橋上部工事で斜張橋、吊り橋又は主塔の製作から架設までの工事に従事した経験を有する者を本工事の工事現場に専任で配置できること。ただし、本工事に使用する鋼製主塔と他の鋼橋上部工事に使用する鋼構造物を同一の工場において一元的な管理体制の下に製作する場合における当該工場内のみにおいて作業を行っている期間については、専任であることを要しない。

(四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成七年四月一日から平成十八年三月二十八日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、道路の鋼橋上部工事を施工した実績を有していること。

2 主任技術者を本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書の縦覧及び配布

(一) 縦覧の場所及び日時

1 場所
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所

2 日時
平成十八年三月二十八日から同年五月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(二) 配布の場所及び日時

1 場所
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所

2 日時
平成十八年四月二十四日から同年五月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

3 対象者
十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

五 契約条項を示す場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所

(三) 受領期限

平成十八年五月十七日午後四時三十分(入札書を持参する場合は、平成十八年五月十八日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

宇部市港町一丁目五番七号 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所会議室

(一) 日時

平成十八年五月十八日 午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づき資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類)を平成十八年四月十一日午後四時三十分までに山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十八年四月二十一日までに発送する。
 - 1 同種・同規模工事の施工実績について記載した書類
 - 2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
 - 3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
 - 4 総合評価値通知書の写し
 - 5 特定建設業の許可通知書の写し
 - 6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電

子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案をすることができる。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があることを認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六一二一一三三四五)に問い合わせるよう。

十二 Summary

- (1) Division in charge of contract: Urban planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction: Bridge work for Ube city planning road 1-4-2 Ube Wangan-sen (The first area of superstructure work for the construction of Sakakawa-Ohashi Bridge (provisional name))
- (3) Outline of construction: Steel tower, 1 set
- (4) Place of construction: From Aza Okinoyama, Oaza Kogushi, to Aza Syouwa-kaisaku, Oaza Hujinagari, Ube City
- (5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: General Affairs Division, Yamaguchi Prefecture Ube Onoda Wanganouro Construction Office, 5-7, 1ehome, Minato-machi, Ube City
- (6) Time-limit for tender: 4:30 P. M. May 17, 2006 (In case of bringing a tender: 10:00 A. M. May 18, 2006)



山口県公安委員会告示第十七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十八日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部装港交番の項所管区の欄中、「大字柱島」を「柱島」に改め、同部広瀬幹部交番の項を次のように改める。

広瀬幹部交番	岩国市錦町	岩国市のうち錦町野谷、錦町広瀬、錦町府谷、錦町中ノ瀬、錦町大野
--------	-------	---------------------------------

表山口県岩国警察署の部小瀬警察官駐在所の項から秋掛警察官駐在所の項までを次のように改める。

小瀬警察官駐在所	岩国市小瀬	岩国市小瀬
藤河警察官駐在所	岩国市多田	岩国市のうち関戸一丁目、多田一丁目、多田二丁目、多田三丁目、関戸、多田、阿品、田原
北河内警察官駐在所	岩国市下	岩国市のうち守内、瓦谷、杭名、下、行波、天尾、二鹿、相ノ谷
南河内警察官駐在所	岩国市土生	岩国市のうち土生、角、保木、上田、寺山、近延、行正、入野、大山、甘木、伊房、竹安
師木野警察官駐在所	岩国市柱野	岩国市のうち御庄一丁目、御庄二丁目、御庄三丁目、御庄四丁目、御庄五丁目、持国、大谷、御庄、柱野、六呂師、叶木
通津警察官駐在所	岩国市通津	岩国市のうち長野、通津
本郷警察官駐在所	岩国市本郷	岩国市のうち本郷町宇塚、本郷町西黒沢、本郷町波野、本郷町本郷、本郷町本谷
深須警察官駐在所	岩国市錦町	岩国市のうち錦町深川、錦町須川
宇佐郷警察官駐在所	岩国市錦町	岩国市のうち錦町宇佐郷、錦町大原、錦町宇佐

河山警察官駐在所	岩国市美川	岩国市のうち美川町添谷、美川町四馬神、美川町小川
----------	-------	--------------------------

南桑警察官駐在所	岩国市美川	岩国市のうち美川町南桑、美川町根笠
----------	-------	-------------------

坂上警察官駐在所	岩国市美和	岩国市のうち美和町長谷、美和町日宛、美和町大根川、美和町百合谷、美和町岸根、美和町釜ヶ原、美和町瀬戸ノ内、美和町中垣内、美和町黒沢、美和町滑、美和町佐坂、美和町上駄床、美和町田ノ口、美和町浜前、美和町西畑
----------	-------	--

生見警察官駐在所	岩国市美和	岩国市のうち美和町下畑、美和町生見、美和町阿賀
----------	-------	-------------------------

秋掛警察官駐在所	岩国市美和	岩国市のうち美和町北中山、美和町秋掛
----------	-------	--------------------

和木警察官駐在所	玖珂郡和木	和木町
----------	-------	-----

表山口県柳井警察署の部中柳井駅前交番の項の前に次のように加える。

由宇交番	岩国市由宇	岩国市のうち由宇町千鳥ヶ丘一丁目、由宇町千鳥ヶ丘二丁目、由宇町千鳥ヶ丘三丁目、由宇町南沖一丁目、由宇町南沖二丁目、由宇町南沖三丁目、由宇町南沖四丁目、由宇町由宇崎、由宇町南一丁目、由宇町南二丁目、由宇町南三丁目、由宇町南四丁目、由宇町南五丁目、由宇町南六丁目、由宇町南七丁目、由宇町南八丁目、由宇町南九丁目、由宇町南十丁目、由宇町南十一丁目、由宇町南十二丁目、由宇町南十三丁目、由宇町南十四丁目、由宇町南十五丁目、由宇町南十六丁目、由宇町南十七丁目、由宇町南十八丁目、由宇町南十九丁目、由宇町南二十丁目、由宇町南二十一丁目、由宇町南二十二丁目、由宇町南二十三丁目、由宇町南二十四丁目、由宇町南二十五丁目、由宇町南二十六丁目、由宇町南二十七丁目、由宇町南二十八丁目、由宇町南二十九丁目、由宇町南三十丁目、由宇町南三十一丁目、由宇町南三十二丁目、由宇町南三十三丁目、由宇町南三十四丁目、由宇町南三十五丁目、由宇町南三十六丁目、由宇町南三十七丁目、由宇町南三十八丁目、由宇町南三十九丁目、由宇町南四十丁目、由宇町南四十一丁目、由宇町南四十二丁目、由宇町南四十三丁目、由宇町南四十四丁目、由宇町南四十五丁目、由宇町南四十六丁目、由宇町南四十七丁目、由宇町南四十八丁目、由宇町南四十九丁目、由宇町南五十丁目、由宇町南五十一丁目、由宇町南五十二丁目、由宇町南五十三丁目、由宇町南五十四丁目、由宇町南五十五丁目、由宇町南五十六丁目、由宇町南五十七丁目、由宇町南五十八丁目、由宇町南五十九丁目、由宇町南六十丁目、由宇町南六十一丁目、由宇町南六十二丁目、由宇町南六十三丁目、由宇町南六十四丁目、由宇町南六十五丁目、由宇町南六十六丁目、由宇町南六十七丁目、由宇町南六十八丁目、由宇町南六十九丁目、由宇町南七十丁目、由宇町南七十一丁目、由宇町南七十二丁目、由宇町南七十三丁目、由宇町南七十四丁目、由宇町南七十五丁目、由宇町南七十六丁目、由宇町南七十七丁目、由宇町南七十八丁目、由宇町南七十九丁目、由宇町南八十丁目、由宇町南八十一丁目、由宇町南八十二丁目、由宇町南八十三丁目、由宇町南八十四丁目、由宇町南八十五丁目、由宇町南八十六丁目、由宇町南八十七丁目、由宇町南八十八丁目、由宇町南八十九丁目、由宇町南九十丁目、由宇町南九十一丁目、由宇町南九十二丁目、由宇町南九十三丁目、由宇町南九十四丁目、由宇町南九十五丁目、由宇町南九十六丁目、由宇町南九十七丁目、由宇町南九十八丁目、由宇町南九十九丁目、由宇町南一百丁目
------	-------	---

表山口県柳井警察署の部中

由宇交番	玖珂郡由宇	由宇町
------	-------	-----

表山口県玖珂西警察署の部を次のように改める。

山口県 玖珂西警察署		玖珂交番	岩国市玖珂町	岩国市玖珂町
高森南警察官駐在所		岩国市周東町用田	岩国市のうち周東町田尻、周東町中山、周東町上久原、周東町用田	
祖生警察官駐在所		岩国市周東町祖生	岩国市周東町祖生	
川越警察官駐在所		岩国市周東町瀬越	岩国市のうち周東町瀬越、周東町三瀬川、周東町上須通(字梅ノ木に限る。)、周東町樋余地	
米川警察官駐在所		岩国市周東町西長野	岩国市のうち周東町差川、周東町西長野、周東町下須通、周東町上須通(川越警察官駐在所の所管区を除く。)	



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、済生会豊浦病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十八年三月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事件
 - (一) 賃金引上げの要求に関する件
 - (二) 諸手当の改善の要求に関する件
 - (三) 労働条件の改善の要求に関する件
 - (四) 増員の要求に関する件
- 二 日時
 - 平成十八年三月二十九日以降本問題の解決に至るまでの期間
- 三 場所
 - 下関市立豊浦病院又は下関市豊浦地域ケアセンターにおいて済生会豊浦病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場
- 四 概要
 - あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十八年三月二十八日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)